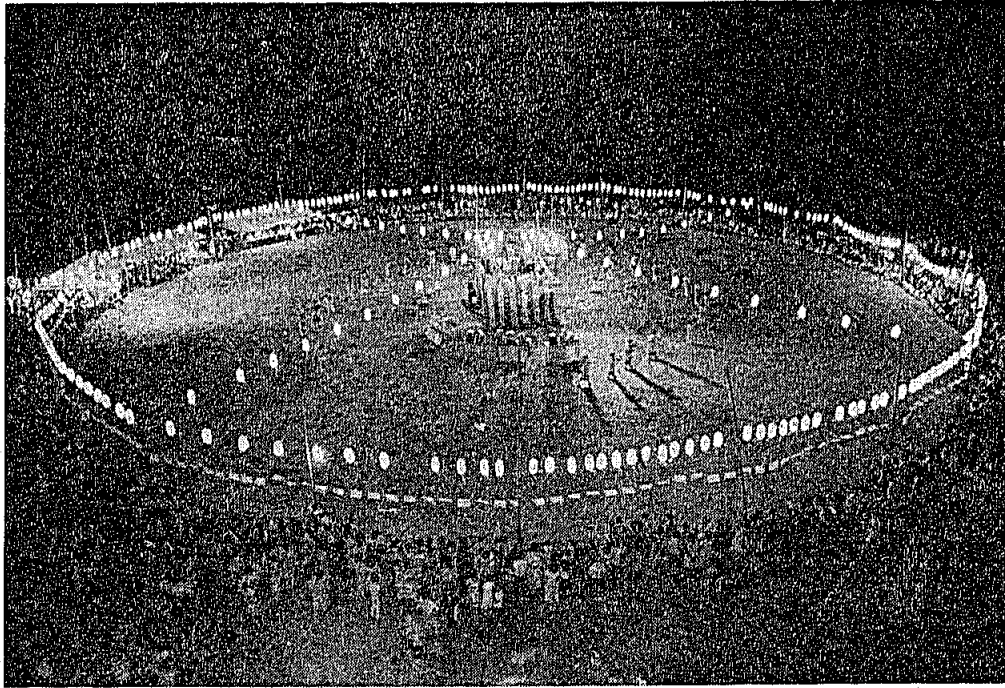


場 所 役 者  
 行 町 任 者  
 岡 垣 貴 責  
 岡 垣 町 長 辻 守 荘



といたとどら、まず、じましよう。

## 岡垣町土地開発に 関する条例制定!!

六月の定例議会において、岡垣町土地開発に関する条例が可決され八月一日より施行になりました。以下この条例の概要をお知らせします。

この条例の目的は「第一条この条例は、土地開発事業の適正な施行を確保し、もって開発区域およびその周辺地域における災害を防止するとともに生活環境の保全により良好な都市の形成を図ることを目的とする」となっております。具体的には、八月一日以降岡垣町内において三千平方メートル以上の開発（住宅、店舗、工場、ゴルフ場、レジャー施設、資材置場及び駐車場、その他これらに類する施設）の用途に供する用地を造成する事業）を行う場合（三千平方メートル未満の開発行為においても町長が必要と認めた場合も含む）事業者は用地の買収に先立ち岡垣町長に事業目的及び概要を届出なければならなくなりました。又事業者より用地の買受申し出を受けた土地所有者は、遅滞なくそ

の旨を岡垣町長に通知しなければならなくなりました。

事業者の届出に対して町長は三十日以内にその適否を回答するとともに、土地開発に関する必要な事項を協議することになります。

### 開発負担金制度創設!!

岡垣町土地開発に関する条例第一条の目的を達成するため、開発負担金制度を創設したのが大きな特色です。

以上がこの条例の概要ですが適

## 国土調査の基点杭を 大切に保護しましょう

岡垣町では、昭和四十四年度から、国土調査事業を実施しています。すでに完了した所は、大字糠塚、黒山、吉木、三吉、手野、内浦、原、波津、上畑です。この完了した地区には、頭を赤く塗った、四角の杭を、道路の端や、川の畦に打っています。この杭は、今後土地の境界が不明になったとき、それを捜し出すための、非常

に大切な基点の杭です。したがってこの杭を、引き抜いたり、毀したりしますと、皆さの方の境界が万いち、わからなくなったり、そのため紛争を起したとき、それを解決することが、できなくなります。どうか、みんなでこの杭を、大切に保護して下さいませよう、お願いいたします。

国土調査係

## 国造り、まずよい人を選ぶこと

岡垣町盆踊り大会  
 (於岡垣中学校)  
 西高陽区 田中睦生氏提供



### 町民の動き

(六月末現在)

人口	二一、九〇一人
	(前月比増七三人)
男	一〇、四七九人
	(前月比増四一人)
女	一一、四三二人
	(前月比増三二人)
世帯数	五、八九〇世帯
	(前月比増二世帯)

正な運用を図り岡垣町の均衡ある町づくりを進めるため御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。尚この条例について詳細に知りたい方は岡垣町役場企画振興課へ問合せ下さい。

### 陸上自衛隊、屋外運動場 用地造成工事実施

今日の住民スポーツに対する志向度が高まり、それに対応する屋外運動場施設が皆無で、事実上スポーツ活動は町立体育館の室内体育に限定されており、住民の屋外スポーツ施設の強い要望により、今度大字野間字ゼゼ町に屋外運動場建設に着手いたしました。

つきましては、造成工事を陸上自衛隊第五施設団、小郡駐とん部隊（作業隊長秦良二尉以下三一名）により、七月二日〜九月五日（予定）でブルドーザー等一〇台輸送車五台にて、実施していただいております。

屋外運動場施設は、陸上競技、野球、テニス、相撲、バレーボール等を計画しており、完成は五三年度であります。

住民福祉の向上のため何卒住民各位の御協力方お願いします。

総務課

### 水道検針委託人が変わりました

最近、著しく宅地開発がすすみ都市化現象を来たし、給水人口も増大の一途をたどっています。

六月末の給水人口は、一八、五七四人（五〇二〇世帯）にたつし、このような現状では、今の検針体制では、検針不可能な状態になりましたので、次のように検針員、検針日を改めました。

一、検針地区を、東部、西部と二地区にし、それぞれ検針員を、一名づつおきました。

・東部地区検針員  
氏名 中津留みや子  
住所 岡垣町大字東松原

・西部地区検針員  
氏名 宮内チズ子  
住所 岡垣町大字波津

一、検針日  
別表のとおり

(水道課)

検針日程表(毎月)

三日 西山田、縁ヶ丘、高陽  
四〜五日 茅原、南山田、東松原  
西高陽  
六〜八日 新海老津(町住宅含む)  
海老津、県職アパート

### 議会だより

- 南高陽、東高陽、鍋田  
九日 野間、百合ヶ丘  
十日 倉丸、安川園地、高塚  
東山田、山田  
十一日 吉木、東海老津、上海  
老津、白谷住宅  
十二日 高倉、吉木ニュータウン
- 〆、竜王町住、白谷  
十三日 東黒山、糖塚、山田峠  
団地  
十四日 上戸切、下戸切、新松  
原、什玉堂、元松原、西黒山  
十五日 戸切百合野
- 第二回岡垣町議会(定例会)は六月二十一日召集され、議案十五件、請願八件、報告二件、意見書一件が上程された。
- 会期は、七月一日までの十一日間となっていたが、議事案件の審議が全部終了したので、六月三十日をもって第二回定例会は、閉会された。
- 会議決果は次のとおり。
- ▽議案第三十五号 (原案可決)  
固定資産評価審査委員会委員の選任について  
氏名 占部幸一  
住所 新海老津
  - ▽議案第三十六号 (原案可決)  
専決処分承認を求めらるることに  
ついて
  - ▽議案第三十七号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町一般会計補正予算 第一号  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九二〇〇千円を追加し、歳入歳出それぞれ二二八九三三六千円とする。
  - ▽議案第三十八号 (原案可決)  
福岡県遠賀郡芦屋町外二ヶ町競艇施行組規約第十一條に基づく覚書の同意について
  - ▽議案第三十九号 (原案可決)  
岡垣町土地開発に関する条例
  - ▽議案第四十号 (原案可決)  
岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - ▽議案第四十一号 (原案可決)  
岡垣町同和对策審議会条例の制定について
  - ▽議案第四十二号 (原案可決)  
土地改良事業の施行について  
岡垣町大字内浦字大久保地区の老朽ため池等整備事業(小規模)を施行するため、県知事に施行認可の申請をするに当り土地改良法第九六条の二第二項の規定によりこの案を提出する。
  - ▽議案第四十三号 (原案可決)  
農作物共済水稲無事もととしていて
  - ▽報告第三号 (原案了承)  
昭和五十一年度岡垣町水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
  - ▽報告第三号 (原案了承)  
昭和五十一年度岡垣町土地開発公社決算報告について
  - ▽議案第四十四号 (原案可決)  
岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
岡垣町特別職報酬等審議会に諮問し答申を得たので提案します。
  - ▽議案第四十五号 (原案可決)  
岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
岡垣町特別職報酬審議会に諮問し答申を得たので提案します。
  - ▽議案第四十六号 (原案可決)  
岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
岡垣町特別職報酬審議会に諮問し答申を得たので提案します。
  - ▽議案第四十七号 (原案可決)  
土地取得について
  - ▽議案第四十八号 (原案可決)  
土地取得について  
町民総合運動場建設用地として土地売買計画契約締結のため。
  - ▽議案第四十八号 (原案可決)  
土地取得について  
炭鉱離職者緊急就労対策事業吉木〜上畑線改良工事用地売買契約締結のため。
  - ▽議案第四十九号 (原案可決)  
町立海老津小学校建築工事請負契約について

契約の目的

町立海老津小学校建築工事  
契約の方法  
指名競争入札による契約

契約金額

二五六、一四五、〇〇〇円

契約の相手方

株式会社浅沼組福岡支店

工期

自 昭和五十一年六月二十九日  
至 昭和五十二年三月五日

▽請願第三号 (採択)

付加価値税新設反対請願書

▽請願第四号 (採択)

大企業の横暴な進出を規制し、

中小企業事業分野確保法の制定

を求める請願書

▽請願第五号 (採択)

特別事業に関する請願書

▽請願第六号 (採択)

緊急就労対策事業・産地地開発

就労事業の存続に関する請願書

▽請願第七号 (継続審議)

岡垣射撃場防風保安林災害統廃

に伴う「射撃場使用同意」のと

り消しと射撃場訓練の即時中止

に関する請願

▽請願第八号 (採択)

昭和五十一年産米政府買入価格

の引上げ等に関する請願書

▽請願第九号 (継続審議)

町道の認定及び道路整備事業の

施行について

— 議会事務局 —

とどいたら、まず、とじましよう。

### 新しい公民館運営審議委員

#### 兼社会教育委員

公民館運営審議委員兼社会教育

委員の任期満了に伴ない、次の方

々が新しく選任されました。任期

は昭和五十一年七月一日から五十

三年六月末日までの二年間です。

(五十首順)

秋武ナミ 山田

安部欽一郎 内浦

石田 親 波津

入江政信 糠塚

大野 繁 戸切百合野

加藤重雄 三吉

木村千代雄 波津

神屋 覚 上畑

柴田正彦 新海老津

田口岩助 吉木

田中健一 東松原

筒井正久 高倉

中村富教雄 海老津

野中正利 三吉

平井政秀 東松原

廣渡孝之 元松原

(教育委員会)

### 福祉年金証書は郵便局で

現在、福祉年金証書は役場で保

管しておりますが、九月は証書交

付は、各郵便局で次のとおり交付

しますので御利用ください。

1. 郵便局で交付する日

九月六日 七日 八日

(九月九日以降は、役場まで

証書受領にいき、又郵便局まで行

かなければなりませんので、前記

三日間をご利用下さい)

2. 当日持って来るものは次の

とおりです。

(イ) 五月に交付をうけた保管証

(ロ) 年金に使用している印鑑

(ハ) 他に年金のある方はその証書  
3. 場所は五月に受給された郵便  
便局で交付します。  
住民課年金係



岡垣町の頭文字「オ」をデ  
フォルメし羽ばたく鳥に見立  
て未来への希望と遠大なる理  
想をシンボライズし、洋々た  
る岡垣町の前途を近代的そ  
う快に印象づけたもの。  
(昭和四十六年製定)

### 昭和51年度援護業務

#### 移動相談の実施

相談事項

一、旧軍人、軍属で傷病により死

亡した場合の遺族援護

二、戦没者の遺族等に対する特別

弔慰金及び特別給付金について

三、戦傷病者の援護について

四、旧軍人、軍属等の普通恩給普

通扶助料、一時恩給等

五、旧軍人、軍属の公務傷病によ

る傷病恩給、障害年金請求等

六、旧軍人、軍属等の叙位叙勲に

ついて

七、その他援護業務全般について

場所 八幡西区折尾公民館

日時 9月8日10時~16時まで

民生課

### 窓口の手引き

#### 窓口事務をスムーズにするために

▽印鑑登録証明

みなさんは、住民登録をしてい

る市区町村(市区役所、町村役場

)に、自分の印鑑とその印鑑を押

した場合の「印影」を届け

出しておくことができます。

この印影の届出を印鑑登録とい

います。印鑑を登録した者は、そ

れを押した印影が本人の印鑑を登

録したものとまちがいのないこと

を、市区町村長から証明してもら

えるようになっていきます。この証

明を印鑑登録証明といいます。

こうして印鑑登録をされて印鑑

証明をうけられるようになってい

る印鑑のことを一般に「実印」と

いい、その他の印影のことを「認

印」とよんでいます。

印鑑証明は不動産の登記をする

ような場合とか、重要な取引の際

などにも、本人であることを証明

する手段として、これが用いら

れています。したがって、印鑑証明

は本人を示すための重要なはたら

きをするものですから、本人自身

が市区役所・町村役場へ行って印

鑑証明の交付申請するか、あるいは、

本人の委任の旨を証する書面

をもってきた代理人によって申請

がなされた場合でなければ、印鑑

証明は交付されません。

印鑑証明の有効期間は不動産登

記法では三ヶ月とされています。

したがって、登記などをするた

め相手方の印鑑証明をもらったよ

うな場合には、有効期限内に登記

をしてしまうことが大切です。  
印鑑証明は一つまちがえば数億の財産・権利が知らぬ間に他人に移転してしまふこともあります。

私達窓口担当者、印鑑の偽造盗用等の事故を防止し、皆さんの権利、財産の保護のため神経を削っています。

印鑑事務に関する限り、親子、夫婦、兄弟姉妹の間でも融通のきかない事務であるところろえていただきます。

実印・印鑑証明はそれ程大切なものです。

▼印鑑の登録から証明書の交付まで

①印鑑の登録申請

登録しようとするハンを持つて、住民登録をしている役場住民課窓口で自分で申請して下さい。

この場合、本人であることの確認が出来るもの

例えば

△官公署発行の写真貼付の各種免許証(自動車運転免許証等)

△官公署、会社、工場等が発行した写真貼付の身分証明書(写真には割印が押され、原則として三ヶ年以内のものに限る)

をお持ちの方は即日処理ができます。

本人と確認できる右のものをお持ちでない方、またやむを得ず代

理人に委任される方(委任届と登録しようとする印鑑が必要)は、

つきに述べる照会、回答の手續がすまないと印鑑登録証明の発行はできません。郵送による照会のため日数がかかりますので、なるべく早めに手續きして下さい。

②照会と回答書

印鑑登録の申請があったときは、その場で本人と確認できる自動車運転免許証または写真つき自分証明書をお持ちでない方については、申請が事実であるかどうかを確認するため、照会書を郵送します。

照会書が届きましたら、回答書が同封されていますから、回答書に必要なことから記入して、登録するハンと一しょに持ってきて下さい。

回答書と引きかえに登録手帳をわたします。

やむを得ず代理人に頼まれるときは、委任届を代理人にもたせて下さい。

この場合、登録手帳は代理人にお渡ししますからご了承下さい。

又、代理申請の場合は代理人の認印を持参下さい。

なお回答書は照会書に記入された期日までに提示がないときは登録申請を取り消すこととなりますのでご注意ください。

③印鑑登録証明の交付申請

印鑑登録証明があるときは交付申請書に印鑑登録手帳を添えて申請して下さい。

やむを得ず代理人により請求されるときは、登録手帳と委任届を代

理人に持たせて下さい。  
委任届の様式

<p>委任届 (委任の旨を証する書面)</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>岡垣町長 殿</p> <p>本人(委任をする人) 住所 岡垣町大字 名前 (実印) 昭和 年 月 日生</p> <p>下記の者にわたすの</p> <p>( )印鑑登録 ( )廃止 ( )印鑑登録証明 明 枚 ( )印鑑登録済証明書(手帳)</p> <p>の申請受領を委任したのでお届けします。</p> <p>代理人(委任をうけた人) 住所 名前 昭和 年 月 日生</p>	
---	--

以上の者が共同で使用すること

# 人権コーナー

▼人権相談

みなさんが毎日の生活のなかでこれは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことか知らなくて困ったりすることがあると思いますが、法務局や人権擁護委員は、いつでも、そのような相談に応じます。

相談は無料です、むずかしい手続もありません。また、相談の内容は、厳に秘密を守ることになっていきます。

▼法律扶助

人権擁護委員はまた法律扶助のあっせんもします。私達が社会生活を営んでいる

はできません。

印鑑登録手帳を大切に保管して下さい。印鑑登録手帳を紛失して印鑑登録申請を幾回となく繰り返されて見受けられますが、これはみなさんの納められた税金の無駄づかいともなり、又窓口事務の混雑のもとともなります。

住民のみなさんのご協力をお願いします。

住民課 戸籍係

と、好むと好まざるとにかかわらず、いろいろな紛争に巻き込まれることがあります。

たとえば、交通事故などによる損害賠償請求、土地や家屋の明渡し、離婚、慰謝料、扶養の請求など、このような紛争がおこった場合、相手方と話し合っても円満に解決できればそれにしたこととはありませんが、当事者間で解決できない場合には裁判によって自分の正当な利益を守る以外に方法はあまりありません。

裁判をする費用に困られて泣き寝入りをしていられる方はありませんか。

裁判をする費用に困られて泣き寝入りをしていられる方はありませんか。

- ①裁判費用に困っていて
- ②勝訴(和解、調停を含む)の見込があり
- ③法律上正しい権利をもっている方

のために訴訟費用や弁護士費用の全部を立替える法律扶助の制度があります。

法律扶助を受けた方は、財団法人法律扶助協会にその申込をすることになりますが、あなたの地域の人権擁護委員に相談すれば取りついでくれるようになっていきます。法律扶助のあっせんは、人権擁護委員の行う仕事の中でも、重要なもの一つですから、お困りの方はご遠慮なく法務局なり、人権擁護委員なりに相談下さい。

法務局の所在地及び岡垣町の人権擁護委員は次のとおりです。

北九州市小倉北区田町14番16号  
 電話三五四二

福岡法務局北九州支局  
 戸切区 電話〇一七〇

人権擁護委員 竹石団市  
 三吉区 電話六七八〇

人権擁護委員 加藤重雄  
 住民課戸籍係

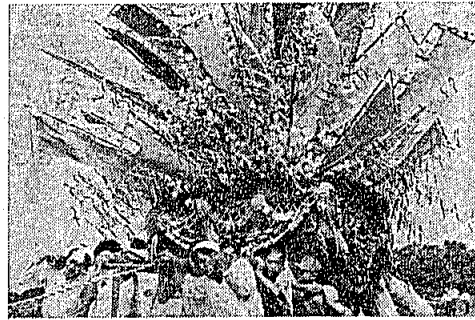
### 看護婦(臨時)募集

県立遠賀病院で、臨時の看護婦さんを募集しております。勤務条件等については、遠賀病院総看護婦長にお問合わせ下さい。

電話②〇一八一

## 祇園山笠 (東黒山区)

七月十四日岡垣町東黒山区の祇園まつりに伝統の山笠が総勢七〇名余りの人たちが勢よく繰り出され、今年の無病息災と五穀豊稔を氏神へ祈願されました。



この山笠は約一三〇年昔から受けつがれ、当時この地方にひどい疫病がはやり、病魔退散祈願から始まった様です。

今この山笠は万年山笠と云い、明治四二年日露戦争の戦勝記念に新しく作られたものです。高さ約六メートル、巾二、五メートルで重さ約一〇〇〇〇程あります。のほりを一戸一本立て、桜と柳の造花で美しく飾ってあります。

毎年七月になると地元の人達が総出で三日がかりで作り上げた見事なものです。この山笠をかついだ人は武運が強く日清、日露戦争はもとより第二次世界大戦においても、一名の戦死者がなかったと伝えられております。毎年欠かきず山笠が出来るものは数少なく由緒ある伝統は残したいものです。

### 社会福祉協議会へ

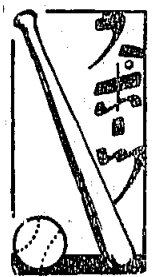
- 一、東高陽区故山下与一郎殿 80才  
昭和51年6月26日死亡  
山下 忠殿より
- 一、海老津区故続木国太郎殿 75才  
昭和51年6月3日死亡  
横尾千代子殿より

### 香典返しとして寄付

- 一、東松原区故北園由美子殿 23才  
昭和51年7月3日死亡  
北園 実殿より
- 一、海老津区故続木国太郎殿 75才  
昭和51年6月3日死亡  
横尾千代子殿より

### 老人クラブ寿会へ

- 一、東松原区故北園由美子殿 23才  
昭和51年7月3日死亡  
北園 実殿より
- 一、海老津区故続木国太郎殿 75才  
昭和51年6月3日死亡  
横尾千代子殿より



## 公民館対抗 野球大会

### 原区優勝

昭和五十一年度第二十五回公民館対抗野球大会は五月二日、九日、六月二十七日の三日間岡垣中学校グラウンドを主会場として二十九チームが参加して熱戦をくりひろげました。結果は次の通り。

- 優勝 原区
- 準優勝 手野区
- 三位 吉木区A
- 三位 高陽区

### 卓球大会結果

昭和五十一年度地区対抗卓球大会は七月十一日(日)町立体育館で開催され、結果は次の通り。

- 男子の部
  - 優勝 吉木A
  - 準優勝 つくし自治会
  - 三位 吉木B、戸切
- 女子の部
  - 一位 江口智彦
  - 二位 宮内日出男、浦志謙
  - 三位 下口京子
  - 二位 神谷明子
  - 三位 広渡陽子、梶谷八重子

。水の事故を  
なくす親の目  
地域の目

。誘われて  
吸うなシンナー  
死を招く

。気をくばれ  
親だけ知らぬ  
子の非行

# 第一七回

## 遠賀郡民体育大会予告

本年も広く郡民の間にスポーツの普及発展をはかり、健康で明朗な郡民生活の確立に寄与する目的で開催されます。

一日時 八月二十二日(日)

午前九時三〇分

一 主会場 水巻中学校グラウンド  
一 実施競技

陸上、バスケットボール、バレーボール、軟式庭球、卓球、バドミントン、柔道、剣道、弓道、相撲、軟式野球

(町体育協会)

### 盆



旧暦七月十五日前後の先祖祭祀。盂蘭盆ともいう。仏家の解説では、釈迦の弟子の目連が、死んだ母がさかさまに浮るさされて苦しんでいるのを救おうとして、釈迦に教えを請い、七月十五日に供養して祭った。倒懸うしげんの原語 Utiyah banyah、それが「うつしばん」となり、略して盆となったともいう。

盆では、先祖の霊を家々に迎えてもてなし、送りがえす行事が中心で、形式的には、神祭りにおいて神を迎え送ると、まったく同様の形式をとっている。また盆行事の構成は、小正月を中心とする正月行事の構成ときわめて相似対照的で、正月は神祭りの、盆は仏教的な色彩を強めているにかかわらず、満月の夜を中心とした祭りであり、正月の七草に対して盆に

は七夕たなばたがあり、十六日の藪入りも双方にある。形は少し違うが火祭りもおこなわれ、ほかにも似通った点が多い。その理由については種々の説明がある。一つには、もともと祖霊祭が年に二度あって、盆は正月のくり返しの行事だといふ考えで、まず正月があつて、のちに正月の影響を受けて盆が整備されたといふ説である。次には逆に、中国から盆がはいってきて、それに促されて正月を整えたといふ説である。また正月は稲作文化を基調とする文化、盆は畑作文化を基調とする文化で、双方の接合混合によって折半現象が起つたといふ説などがあるが、現在ではまだ決着をみない。

旧暦にもとづいて述べると、盆行事の中心は、七月十三日前後から十五、六日までになるが、準備

期間を含めると、七月一日から始まる。この日は地獄の釜のふたを開く日だといひ、畑に行つて土に耳をあてると精霊の叫ぶ声が聞こえるとか、関西ではアカトンボを盆トンボとも、精霊トンボともいひ、先祖様がこのトンボに乗つてくるなど、盆行事の開始を示す種々の伝承がある。

盆火も先祖様の送り迎えに、重要な役目をもっている。精霊様の迎え火は六月三日の夜、または七月のはじめから焚きつづけるところもあるが、七月十三日から焚きはじめるのがふつうで、蕪、四辻、川端、門口などで焚く。

盆に家々に迎える先祖様を祭る祭壇が盆棚で、精霊棚、先祖棚などという。正月の年棚にあたるもので、七月十三日の朝つくる例が多い。つくる場所や形式は各地各様で、座敷、仏間、縁側、門口、四辻などに、竹や木で棚を設け、仏壇から位牌を出して祭り、灯明や供物を上げる。この精霊棚以外に、または精霊棚の下に、別に無縁仏のために餓鬼棚を設け、先祖として祭つてくれる者のない、いわば傍系の亡霊を祭る。これを僧侶の手で盛大におこなうのが施餓鬼で、今はすべての先祖供養に及んでいる。盆には死者の供養という色彩が強まっているが、前年に不幸のなかつた家では、むしろめでたい祭り日として、神棚に魚を供え、生真物を贈答し合う習俗

### 盆踊り

も根強く残っている。年取った親のある者が盆のうちに魚を捕獲し、調理して親にすすめるのを生見玉なまたまといひ、これが中元の贈答の基本となったものである。ほかに、盆には屋外に臨時のかまどを

盆におこなう踊りの総称で、現在レクリエーションの意味で踊る傾向が強いが、本来は盆の季節に來臨する先祖の霊や三界万霊をとむらい、かつ、それらの霊を鎮送するために踊るものであった。若者たちが鉦、太鼓を持ち、道中バヤシを奏しながら各戸、またはとくにこの一年間に死者を出した新盆の家をたずねて盆仏、和讃をたむけ、そのあと円陣をつくつて手踊りや扇子踊りに興ずるといふ形が一つの典型で、盆の期間中、無縁仏や怨霊、精霊の供養のために踊り、最終日の精霊送りにはまた人々が行列を組んで村境や堂塚にいき、諸霊をあの世へ送り出すための踊りを踊ることもあった。

盆踊りが盛んになりだしたのは室町時代で、それまでは祖霊をかたどる一団が各戸をめぐったり、念仏踊りの集団が仏前や堂塚の前で念仏をたむけたりする程度だったのだから、このころから踊り手の仮装をきらびやかなものにしたり、精霊送迎の灯籠を美しく飾

築いて飲食する盆がま、盆飯、辻飯、川原飯などと呼ばれる行事、盆に招いた精霊を慰め、また、これを送るための盆踊りもおこなわれる。

り立てたりする傾向が強くなり、盆の風流などとよばれた。また戦国時代には盆仏などのほかに当代流行の小歌を伴奏にうたうようになり、亡魂供養の目的以外に娯楽の要素を色濃くもつようになつた。

近世になると、踊り唄も七七五調の甚句、音頭ふうなものや、七、五、七、五………を重ねる口説唄などを用いるようになり、踊りの形式も、とくに選ばれた一団だけが各戸をめぐりながら、老若男女打ちもそろってヤグラのまわりをめぐり踊る形のものに変わるようになつた。ただ、各戸防間や精霊送りの道行の踊りは、流しとかゾメキなどと称する行進の踊りとなり、たとえば徳島の阿波踊りや沖繩本島のエイサーのような独特の盆踊りがそこに生まれた。

盆踊りの振りには、古くは念仏踊系の跳躍を主体としたものであったが、流行唄を伴奏にする時点から、リズムにのって手足を単純に動かす程度の、老若男女だれもが

自由に踊れる形のものになっていった。

(公民館)

### 行楽ドライブの カギ七章

一 渋滞を見込んで、無理のない計画で。

二 出発前に必ず車の点検整備を、スペアタイヤも忘れずに。

三 みんなでしめようシートベルト 四 安全速度は毎時四十キロ

五 無理な追越しは事故のもと 六 飲酒運転は絶対やめましょう。

七 長時間運転するときは、途中で休憩をとりましょう。

総務課

## 夏の防犯

### ※痴漢の防止

映画やテレビに性が安易に扱われる社会風潮のなかで、夏は服装や戸締りが開放的となって最も痴漢のつけ入りやすい時期です。

昨年の七、八月の二カ月間に県下で一九六件の痴漢被害の届出があつています。痴漢による被害を防ぐため次の点を守りましょう。

一 痴漢防止のポイント  
。夜帰宅がおそくなったときは、駅やバス停まで家人に出向え

に来てもらうか、タクシーを利用する。

。同じ方向に帰る者や、近所の者同志で連絡をとり合つて待ち合わせ一緒に帰り、暗い夜道は一人で歩かない。

。やむを得ず一人歩きになる人は「一〇番ブザー」を携帯し、明るい道を通りましょう。

。家の中(浴室、便所、寝室など)は、外からのぞかれないようにし、必ず戸締りを確かめましょう。

。女性だけの海水浴やキャンプは充分気をつけましょう。

### ※自動車盗などの状況

折尾署管内で昨年中に七七台の自動車盗に遭つており、一三〇件車上ねらいが発生していますが、このような自動車を対象とした犯罪は毎年増加の傾向にあります。

被害にあつた原因をみると車のドアにロックしていなかった無施錠が全体の七五%を占めております。

これからの盗まれた車の多くが強盗やドロボーに利用されたり、重大な交通事故をひき起こしたり、暴走族の暴走行為に使われたりしています。管内の中間市でも、一五才の少年など一三人のグループが深夜のドライブに使うため、次々と二七台の乗用車を盗み、乗り回した拳銃ボタ山に乗り捨てていました。

※「ドアにロックを」運動を推進

しよう

これからの自動車盗や盗難車を利用した事件、事故を防止するため、ぜひ車の「ドアにロック」運動を実施しています。車両所有のみなさんは、次のことを実行してこの運動にご協力ください。

。車に「ドア」にロックを「のステッカーをはりましょう。

。車を離れるときは、必ずドアにロックをしましょう。

。車内にエンジンキー、免許証、貴重品などを置かないようにしましょう。

。路上の駐車は止めましょう。

。車庫にはシャッタードアなどを取りつけ、性能のよい錠を設備しましょう。

◆ ◆ ◆  
※花火による事故を防ぎましょう  
今年も花火のシーズンを迎え、恒例の花火大会や家庭における子どもの花火による未然防止のため、次のことを守りましょう。

。花火は火気のない場所に保管しましょう。

。花火遊びをするときは、水を準備し火気に注意しましょう。

。年令に応じた危険のない花火を選ばしましょう。

。爆竹、手玉など音の大きいものや、飛ぶもの、回転するものについては人を驚かしたり、人や家屋の密集しているところで遊ばないようにしましょう。

(折尾警察署)

## 奉仕する人 ②

### 四、ボランティアの性格

#### ① 自主性

自主性とは自分が主体となり、責任をもって、自由に考え、行動することがあって、他からの強制や拘束をうけないことである。しかし、いくら自主性があるからといって好き勝手にやればよいということではない。

自分で考え、自分で判断し、積極的に実践活動をやり、地域住民の生活を守り、あたたかく明るく住みよい社会づくりをしようとするのがボランティアである。

#### ② 奉仕(無報酬)性

社会奉仕は、人間愛、社会愛の発露であり、人間の幸福をねがう心を具体化したものである。

社会奉仕はむくいられることを期待する性格のものではなく、又、人に「めぐむ」とか「あわれむ」といふような上下の関係でもなく、お互い人間として、助け合い、励ましあい、対等な人間同志の関係を大切にして、新しい社会づくりをしていこうとするところに特徴がある。

収入を得るためや自分の生活費を得るための活動は、アルバイト

であり、給料のついた職業だが、ボランティア活動は反対給付を期待しないものである。

#### ③ 地域性

経済や文化の進歩発達にともなう、地域社会での相互関係が一層複雑になり、ボランティア活動はますます必要になってくる。

ボランティアはたえず地域全体に目をむけ、気を配り、そこに起っている現象や発生した問題を冷静に観察して、その意味や背景を理解する努力が必要であり、そのためには広い知識と高い識見をもつ態度が要請される。

#### ④ 福祉性

ボランティア活動は、いくら自主的、自発的であるからといって、一人よがりの活動ではない。

その活動は常に社会の福祉向上に向けられる必要がある。

具体的には在宅心身障害者やひとりぐらし老人の援護活動、災害地・社会福祉施設入所者に対する援護、公衆衛生、交通、文化、環境問題などあらゆる部門にまで及ぶが、どんな小さな活動でも特定団体のための活動ではなく、広く社会全体の福祉を高めるものでなければならぬ。

また専門家や団体の指導と支持を受けながら、計画的、継続的にされるべきである。

⑤非政治・宗教性

ボランティア活動は、決して特定政党の党派拡大のための活動であつたり、また、特定の宗教的宣伝の手段であつてはならない。ボランティア自身が特定の信条や支持政党をもつたり、個人として政治活動をするとは自由だが、活動そのものを政党や宗教上に利用することは厳に慎まねばならない。

ボランティア活動は、一人の住民、市民として参加する住民運動である。

五、ボランティアの心構え

①生活のリズムに入れる

ボランティア活動は、これを受け入れる相手があるので、思いつきや自分勝手なひとりよがりな行動は許されないし、またその行動には責任を持たなければならぬ。それで自分の生活の都合を十分検討し、責任もてる範囲で活動の時間を設けなければならない。

②周囲の理解を得る

ボランティア活動を継続的・計画的に続けるには、せむ家族の理解を得ることが必要であり、理容

師、美容師、電気技術などの技術を無料サービスするような場合、他の業者の営業に影響するからと雇主に反対されたりするので、関係者の理解と協力が得られるよう、事前に十分な話し合いが大切である。

④活動に創造性をもたせる

ボランティア活動は、受け入れ側の下請の仕事だけにとどまらず、創意工夫をすることが望まれる。

体力づくり  
通勤トリム (二)

。階段トリム

(1) 一日一〇段は階段を利用しましょう。

下りは数えませんが、毎朝昇つている駅や会社の階段がなん段あるかも知らないで三六五日を過している人が多過ぎます。

(2) 手すりにつかまらぬこと  
高令者や体のコンディションの悪い人はともかく、若い人が手すりにつかまらず上るのは恰好が悪く見苦しいものです。

(3) 三階までの上り下りにはエレベーターはないものと思つこと。

(4) つま先をかけて上るくせをつけないこと

(5) 雨ときには、できるだけ早く下りること。足の敏しさををつけ

④事前に下調べ、話し合いを

ボランティアが満足な活動をし、先方から本当によろこばれるためには、事前の下調べ、話し合い、プログラムの立て方、先方の心得など、知っておかねばならぬことが多い。

専門機関等の助言、指導を受けておくがよい。

民生課

。階段トリム

(1) 階段を上り切るとき、左足で始まるならば右足で終るようにアークセントをつけること。

(2) 車内のトリム  
。立っているとき

(3) 吊り皮につかまっているときは、力こぶをつくってみましょう。

(4) 車内の振動に対してバランスをとるときは、両ももを強くしめて対応するように努めましょう。

(5) ときには片足を少し浮かせてみましょう。

(6) 坐っているとき  
(7) 両足を揃えて坐ること。  
(8) ときどき、背すじを伸ばすこと。

(9) あみ棚の荷物(軽いもの)は立ったまま、向きをかえず、上体をそらしてとること。  
以上のように見てくると、いろいろの通勤トリムが考えられます。しかし、ポイントをよく歩き、よく階段を利用し、姿勢に注意するとういことに尽きそうです。無意識にというより、いやいやながら通勤するのと、トリム哲学をもって通勤するのでは、五年、十年後にあなたの健康、体力に大きな違いがでてくるでしょう。  
(一) 体力づくり(一)より

『消防一一九コーナー』

— 水難事故をなくそう —

管内火災救急発生状況

(S51、1、1よりS51、5、31まで)

町名	火災	救急
水巻	8	171
芦屋	11	111
岡垣	9	89
遠賀	2	78
合計	30	449

火事と救急は「119番」早く正確に通報しましょう。

— 遠賀郡消防署 —

▲尚、バルサンを使用すると、白煙が出ますので、近所の人に知らせるとともに消防署へも連絡しましょう。

交通安全年間スローガン

- 。運転者向け 運転が 示すあなたの お人柄
- 。歩行者向け 危ないと 子をしかるより 手を引こう
- 。子ども向け とび出すな 車のおとに また車